

四日市市歯科医療センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第14号

四日市市歯科医療センター条例の一部を改正する条例

四日市市歯科医療センター条例（平成8年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 応急歯科診療に関すること。</p> <p>(診療)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 センターの診療日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日とし、診療時間は規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>障害者に対する歯科診療 火曜日、木曜日及び日曜日のうち規則で定める日</u></p> <p>(2) <u>応急歯科診療 12月30日から翌年の1月2日まで。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、診療日を変更し、又は臨時に休診することができる。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>市長が特に必要と認めた日における</u>応急歯科診療に関すること。</p> <p>(診療)</p> <p>第7条 (略)</p>

4 (略)

(利用料金)

第9条 (略)

2 前項の利用料金の額は、健康保険法
(大正11年法律第70号)第76条
第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)第
71条第1項の規定に基づき厚生労働
大臣が定める診療報酬の算定方法によ
り算定した額とする。

3 前項の規定により難しい場合は、市長
が別に定める額とする。

4 (略)

(手数料)

第10条 (略)

2 前項の手数料の額は、市立四日市病
院の例による。

2 (略)

(利用料金)

第9条 (略)

2 前項の利用料金の額は、市立四日市
病院使用料及び手数料条例(昭和29
年四日市市条例第16号)に定める使
用料の額に準じて、指定管理者があら
かじめ市長の承認を得て定める額とす
る。

3 (略)

(手数料)

第10条 (略)

2 前項の手数料の額は、市立四日市病
院使用料及び手数料条例に定める手数
料の額を準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部保健企画課)